

■ 屋外広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項 (案)

対象とする屋外広告物等	基準
(1) 自分のお店以外の広告物 (第三者広告物) ・ 矢印付きの案内誘導看板など	・ 洗練された風格のある通り景観の保全に配慮し、原則設置しない。
(2) のぼり旗	・ 風格のある通り景観の創出に配慮し、原則設置しない。ただし、一時的な設置や地域の行事等による設置は除く。
(3) 立看板、置看板	・ 1店舗につき1基までとし、形状の統一や集約化に努めるなど、まちなみと調和のとれた配置及びデザインとする。
(4) 建物側面の壁(※)に付ける広告物	① 建築物と調和のとれた配置とし、洗練されたデザインとなるよう配慮する。 ② 6メートル以上の場所に設置するのは、ビルの名称のみにとどめる。 ③ 落ち着いた通り景観に配慮し、ネオンサインや映像を流すもの(デジタルサイネージなど)は原則設置しない。
(5) 管理上必要な広告物 ・ 満空表示 ・ 月極駐車場、 ・ テナント募集 など	① 表示内容は次に挙げるような必要最小限のものとし、情報量の整理・序列化をすることで、すっきりとした伝わりやすい表示とする。 【表示内容】：施設名、管理者名・連絡先、用途、使用約款、駐車料金、 管理状況、迷惑行為に係る注意事項、安全管理上必要な事項 ② 風格のある通り景観の創出に配慮し、茶・ベージュ・グレー系になっている建物の壁と調和した色彩とする。 ③ 電光表示とする場合は、落ち着いた通り景観に配慮し、必要最小限の大きさとする。また、遮光シート、フィルムを用いるなど不快なまぶしさとならないよう配慮する。
(6) 工事現場の養生シート、 仮囲いに設置する広告物	・ 表示内容は原則として次に挙げるような必要最小限のものとし、洗練された風格のある通り景観を保全する。 ただし、地域の賑わい創出を目的とするなど公共性が高いものは除く。 【表示内容】：完成後の施設に関する事項、安全管理上必要な事項、仮店舗への案内等営業上必要な事項、 工事施工業者名及びロゴマーク
(7) 写真やイラストについて	・ 洗練された風格のある通り景観の創出に配慮し、屋上や壁面に設置する広告物には原則として写真やイラストなどを使用しない。

※「建物側面の壁」の考え方：下記の例では、赤く着色した面の壁を指します。

